

## 一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和7年1月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20250106	白虎タクシー 株式会社 (法人番号 7380001017775) 代表者根本 一男	福島県会津若松市 城西町8番64号	本社営業所	福島県会津若松市城西 町11番地1号	輸送施設の使用停止 (30日車)	道路運送法第27条 第3項	令和6年8月22日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)運転者の指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する特別な指導監督義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する運転適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	3	3
20250131	三和交通 有限会社 (法人番号 5380002023915) 代表者吉田 武人	福島県いわき市四 倉町字六丁目147番 地	本社営業所	福島県いわき市四倉町 字六丁目144番地1号	輸送施設の使用停止 (40日車)	道路運送法第27条 第3項	令和6年9月10日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)運転者の指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する特別な指導監督義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する運転適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。